

## 教育委員会協議会議題

平成19年2月26日

### 1 報告事項

- (1) 平成19年度学校教育のねらいと基本方針について（資料1 学校教育課）
- (2) 指導力不足教員の取扱いに関する要綱について（資料2 学校教育課）
- (3) 小田原市生涯学習センター利用に際しての使用許可基準（資料3 生涯学習政策課）
- (4) 小田原市生涯学習センター本館愛称の決定について（資料4 生涯学習政策課）

# 1 学校教育のねらいと基本方針について

## 教育の行き届いたまち おだわら

### 平成19年度 学校教育のねらいと基本方針

小田原市教育委員会は、「小田原市教育都市宣言」の趣旨を踏まえ、21世紀を担う子ども達の「生きる力」を育み、地域性を生かした学校教育の創出に向けて策定した「小田原市学校教育推進計画」に基づき、小田原の資産や資源を生かして、地域とともに歩む学校づくりを進めるために、学校教育の方向を次のように定めました。

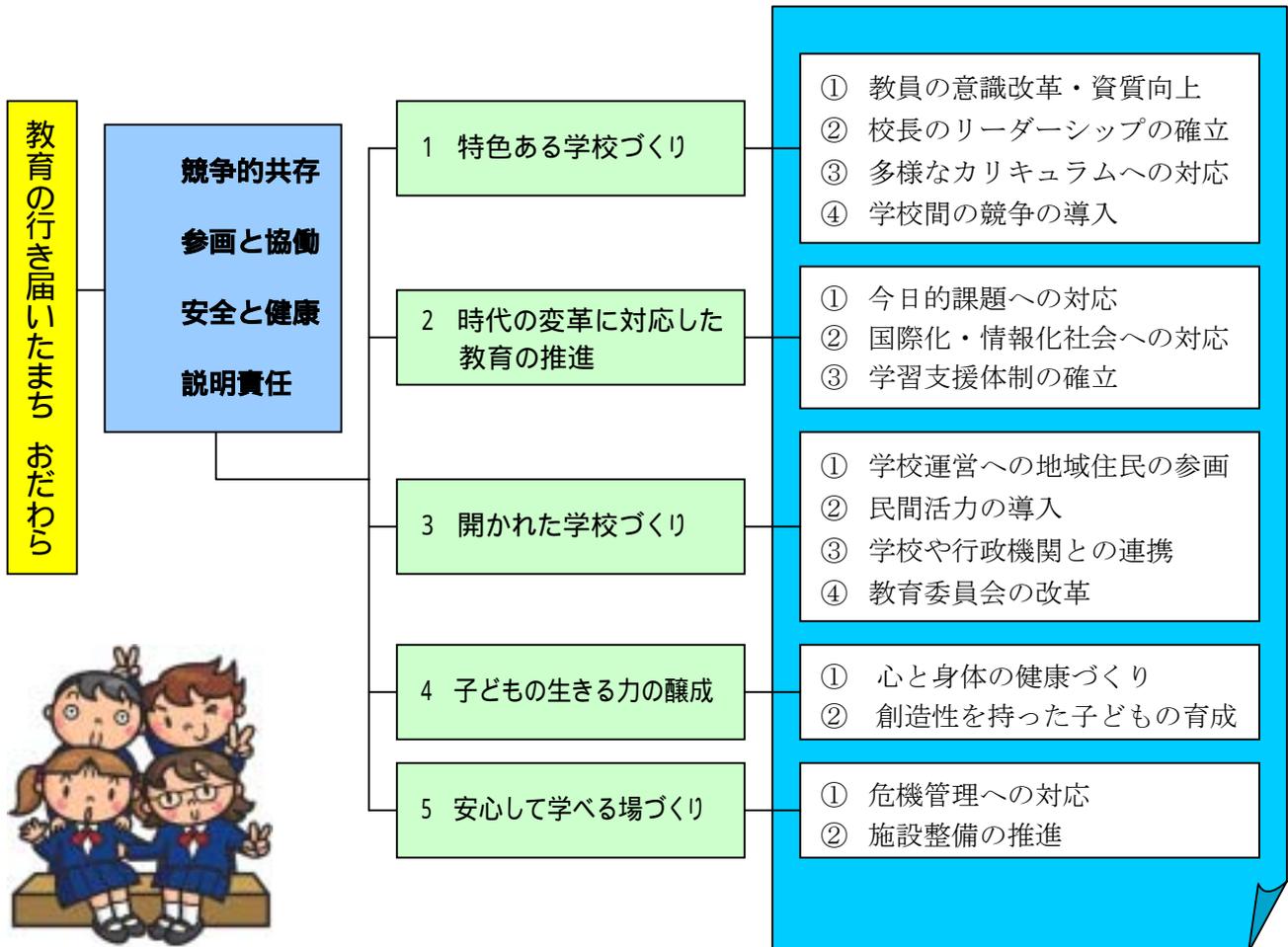


#### 学校教育のねらい

- 1 創造性や論理的に考える力を持った子どもを育てる。
- 2 コミュニケーション能力を身に付けた子どもを育てる。
- 3 健康な心と身体を持った子どもを育てる。

#### 基本方針

学校教育のねらいを達成するために、「競争的共存」「参画と協働」「安全と健康」「説明責任」を4つの視点として、目標と施策の方向を次のように定め、基本方針としました。



## 平成19年度の重点

子どもの幸せを願い、明るく元気な学校づくりをめざします。

子どもたちに豊かな心・確かな学力を育むことが、子どもの幸せにつながると考えます。そのためには、教職員の資質・指導力の向上はもちろん、学校・家庭・地域が一体となって、幼稚園・小学校・中学校における教育の見直しと充実に向けた取組みを進めていきます。

### 豊かな心を育む教育の充実

教育活動全体を通じて、自らを律しつつ、他者と共に協調し、他者を思いやる心、生命や人権を尊重する心、感動する心など豊かな人間性を育む教育をめざします。

☆ 子どもたちの心の安定と規範意識の向上を図るために、保護者や地域の方とともに、「おだわらっ子の約束」を実行していきます。

### 児童・生徒の確かな学力の向上

子どもたちの「生きる力」を育むため、創造的な活動や社会体験、自然体験学習の充実をめざします。また、指導方法の工夫・改善や教材研究などに取組み、基礎・基本の確実な定着や学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力などを含む確かな学力の向上をめざします。

☆ 「わかる授業」を実現するために、積極的な授業公開・研究や、多面的な授業評価等を行って、授業の工夫・改善に努めていきます。

### 学校・家庭・地域の一体教育

学校・家庭・地域が一体となって魅力ある学校づくりを進め、豊かな心と確かな学力を持った子どもたちを育てる教育をめざします。

☆ 学校と保護者や地域の方を結ぶコーディネーターを配置し、教育活動全般にわたってスクールボランティアを推進していきます。

※ 各学校は、上記の重点のうち、☆の取組み（特にゴシック文字で示すもの）を、学校評価の共通評価項目として設定します。

### 支援教育の充実

不登校や特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに即して、適切かつきめ細かな指導の充実をめざします。

### 身体の健康づくりの推進

生涯にわたり、主体的に運動に取組み体力の向上を図るとともに、自らの健康を適切に管理・改善できる子どもの育成をめざします。

### コミュニケーション能力の向上

相手の考えや思いを受けとめ、自分の考えや思いを的確に表現できる子どもの育成をめざします。

### 郷土を愛し大切に学習の充実

郷土の自然や歴史・文化を学び、郷土を愛し大切にするとともに、小田原に誇りを持つ人間の育成をめざします。

### 子どもの安全・安心の確保

学校における安全指導・安全管理の徹底を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもの安全・安心の確保の一層の推進を図ります。

小田原市指導力不足教員の取扱いに関する要綱を次のように定める。

平成19年2月28日

小田原市教育委員会委員長 安藤實英

### 小田原市指導力不足教員の取扱いに関する要綱（案）

（目的）

**第1条** この要綱は、小田原市立学校の教員のうち、指導力不足教員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要綱において「教員」とは、教諭、養護教諭、（栄養教諭、）助教諭、養護助教諭及び講師をいう。ただし、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員、臨時的任用職員及び常勤を要しない職員を除く。

2 この要綱において「指導力不足教員」とは、教員としての資質・能力に問題があり、授業が成立しない、児童又は生徒指導を適切に行うことができない等、著しく指導力が不足している教員をいう。

（申請）

**第3条** 指導力不足教員の判定及び人事上の措置については、校長が、様式第1号により小田原市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請するものとする。

2 校長は、前項の申請をする場合は、当該教員にその旨を通知しなければならない。

（意見聴取）

**第4条** 教育長は、前条第1項又は第7条第1項の規定により申請があったときは、教員の指導力の状況に対する客観的な判断と適切な人事上の措置等を行うため、別に定める指導力判定会（以下「判定会」という。）に意見を求めるものとする。

（判定及び通知）

**第5条** 第3条第1項の規定により申請があった場合、教育長は、判定会の意見を参考とし、当該教員が指導力不足教員かどうかを判定するものとする。

2 前項の規定により指導力不足教員と判定した者に対して、教育長は、人事上の措置を講ずるものとする。

3 教育長は、前2項の結果を様式第2号により学校長に通知するものとする。

（人事上の措置）

**第6条** 前条第2項の規定による人事上の措置として、教育長は、当該教員に所属校、教育研究所等での研修を命ずるものとする。

2 人事上の措置の期間は、原則として1年を単位とする。

3 教育長は、人事上の措置を講ずるときは、様式第3号により当該教員に通知するものとする。

（人事上の措置の期間終了後等の手続）

**第7条** 校長は、人事上の措置の期間が終了したとき、又は当該教員の指導力が向上し、人事上の措置が必要なくなったと認めるときは、指導力不足教員の判定及び人事上の措置等について、様式第4号により教育長に申請するものとする。

2 校長は、前項の申請をする場合は、当該教員にその旨を通知しなければならない。

(人事上の措置の期間終了後の判定及び通知)

**第8条** 前条第1項の規定による申請があった場合、教育長は判定会の意見を参考とし、次の各号に掲げるいずれかの決定を行う。

- (1) 指導力不足教員の判定を解除すること。
- (2) 人事上の措置の期間を延長し、第6条の規定による措置を講ずること。
- (3) 人事上の措置を講じても、指導力不足教員の判定の解除が見込まれないと判定すること。

2 教育長は、前項の結果を様式第5号により校長に通知するものとする。

3 教育長は、第1項の結果を次の区分に従い、当該教員に通知するものとする。

決定の種類	通知する様式
第1項第1号	様式第6号
第1項第2号	様式第3号
第1項第3号	様式第7号

(意見の申出)

**第9条** 第3条第2項又は第7条第2項の規定による通知を受けた教員は、様式第8号により教育長に自らの意見を申し出ることができる。

2 前項に定める場合のほか、当該教員は、適宜、様式第8号により教育長に自らの意見を申し出ることができる。

(教育長の責務等)

**第10条** 教育長は、指導力不足教員の取扱いに関し、学校運営に支障をきたさないよう努めるものとする。

2 教育長は、前条の規定による申出を受けたときは、判定会に報告するとともに、必要に応じ、申出者に対応状況を通知するものとする。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、指導力不足教員の対応に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

小田原市指導力判定会設置に関する要綱を次のように定める。

平成19年2月28日

小田原市教育委員会委員長 安藤實英

### 小田原市指導力判定会設置要綱（案）

（目的）

**第1条** この要綱は、小田原市指導力不足教員の取扱いに関する要綱（以下「指導力不足教員要綱」という。）第4条の規定に基づき、小田原市指導力判定会（以下「判定会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

**第2条** 判定会は、次のことについて、小田原市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 指導力不足教員要綱第4条及び第10条第2項に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認める事項に関すること。

（組織等）

**第3条** 判定会は、7人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、医師、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（座長の職務及び代理）

**第4条** 判定会に座長1人を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、会務を統括し、判定会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

（会議）

**第5条** 判定会の会議は、座長が必要と認めたときに開くものとする。

- 2 判定会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（会議の非公開）

**第6条** 判定会の会議は、非公開とする。

（守秘義務）

**第7条** 委員は、判定会で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

（庶務）

**第8条** 判定会の庶務は、小田原市教育委員会事務局（学校教育課）が行うものとする。

（その他）

**第9条** 座長は、必要に応じ、学校長、当該教員等に陳述を求めることができるものとする。

（委任）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、判定会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

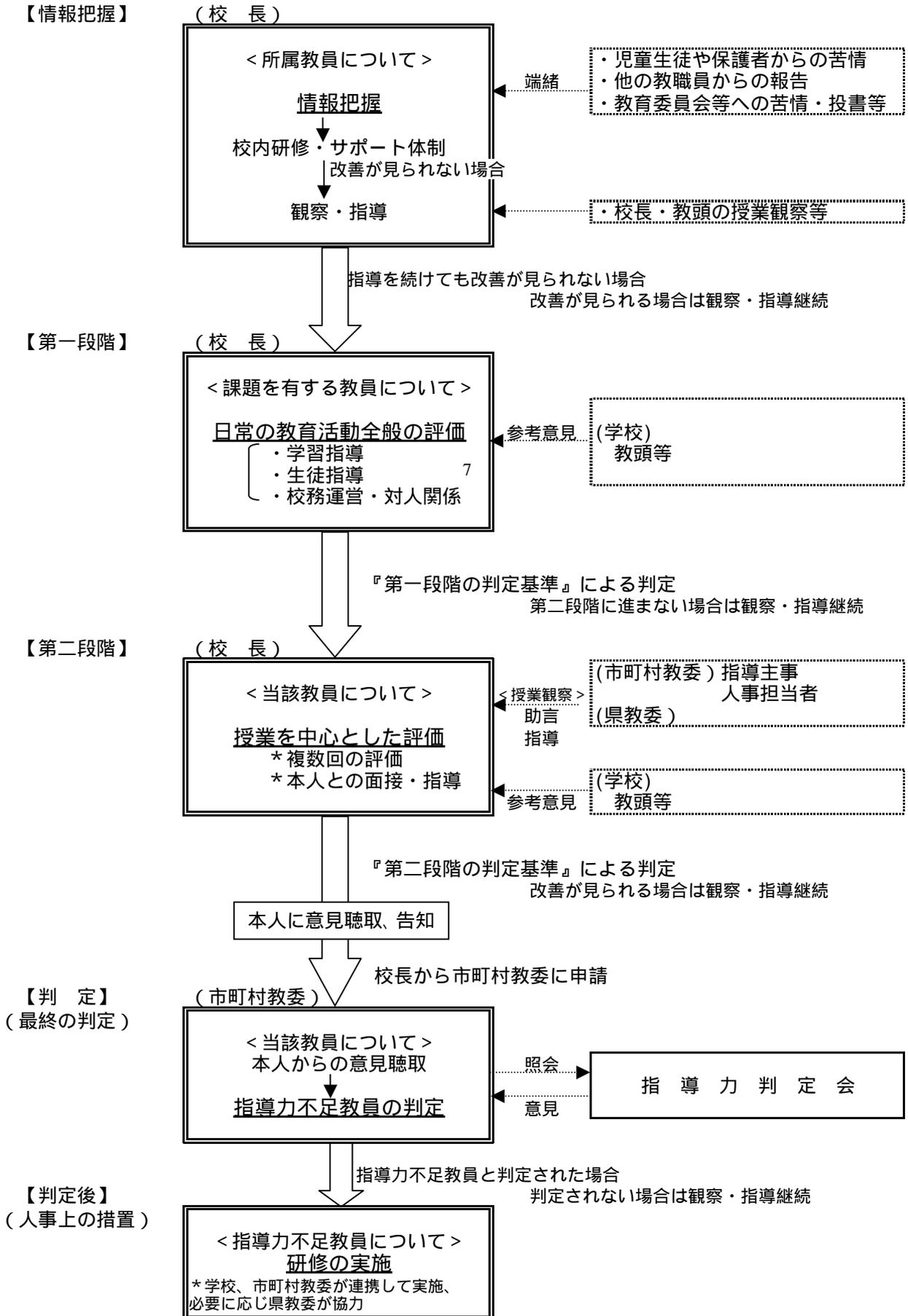
(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 3 条に規定する委員については、当分の間神奈川県指導力判定会の委員をもって充てることができる。

# 指導力不足教員の判定のフロー図



## 小田原市生涯学習センター利用に際しての使用許可基準

平成 19 年 4 月 1 日  
小田原市生涯学習センター

小田原市生涯学習センターは、市民の学習活動、文化活動等を総合的に支援し、生涯学習の振興を図ることを目的としていることから、この目的に沿った使用かどうかを判断基準とするとともに、社会教育施設として、従来の公民館機能に新たなセンター機能を付与して開設するものでありますので、社会教育法の趣旨を尊重しながら、使用許可の可否を明確にするものであります。

貸 館 事 例			可・否	摘 要	
条例第6条第3項第2号	宗教・政治関係	1	特定の宗教団体等が宗教活動に使用する。	×	教育の中立性の観点から、政治的に思想的に偏在してはならないため。
		2	特定の政党または政治団体が政治上の主義、主張を市民に訴える。	×	教育の中立性の観点から、政治的に思想的に偏在してはならないため。
		3	特定の議員または政治関係者（立候補予定者を含む）のための後援会を開催する。	×	教育の中立性の観点から、政治的に思想的に偏在してはならないため。
		4	政党または団体が研修会やレクリエーションに使用する。	○	
		5	政党が学術・文化活動に使用する。	○	
		6	議員の勉強会に使用する。	○	
条例第6条第3項第5号	営利関係	1	会社・法人または個人が器具、製品等の展示、販売及び説明会等に使用する。	×	社会教育施設として、社会教育法の「営利行為の制限」の趣旨を継承するため。
		2	会社・法人が社員等の研修会やレクリエーションのために使用する。	○	
		3	塾等が日常活動の場として使用する。	×	社会教育施設として、社会教育法の「営利行為の制限」の趣旨を継承するため。（施設の利用状況や民業圧迫等の側面もあります。）
		4	塾等が発表会・展示会のために使用する。	○	
		5	チャリティー及びバザーに使用する。	○	収益金が公益のために使用される場合に限る。
		6	会社・法人または個人が講演会や教育・学術・文化的催事を行う。	○	有償の場合は、ホール・舞台の使用料は規定料金の2倍とする。
		7	講演会・大会・催事等に関する書籍・関連物品等を会場内で販売する。	○	社会教育事業あるいは公共性の高い事業に伴うものに限る。
	その他	8	組合（農協等）が総会・研究会に使用する。	○	
		9	労働組合が要求大会、決起大会等に使用する。	×	教育の中立性の観点から、政治的に思想的に偏在してはならないため。
		10	館内において飲酒行為を伴う使い方をする。	×	社会教育施設として、適切な行為とは認めがたいため。

※ 可否の判断については、事業計画書の提出及び内容聞き取り等によります。

# 小田原市生涯学習センター本館愛称の決定について

生涯学習政策課

1 決定した愛称名

「けやき」

【選定理由】

- (1) 市役所けやき通りの名称が市民に定着してきており、そのけやき通りに面していること。
- (2) ケヤキは大きく成長するとともに、人々の生活に役立ってきていることが、生涯学習センターのイメージに合致すること。
- (3) 応募総数 91 件のうち 17 件が「けやき」であったこと。

2 愛称選定経過概要

- (1) 募集期間 平成 19 年 1 月 5 日から 1 月 31 日
- (2) 募集方法 ① 中央公民館、中央公民館分館(7 館)、国府津公民館、川東タウンセンターマロニエ及び城北タウンセンターいずみに愛称募集箱を設置し、応募用紙に記入のうえ募集箱に投函応募。  
② 郵便ハガキ（ファクシミリ可）で応募。
- (3) 募集結果 応募総数 91 件(裏面のとおり)
- (4) 愛称選考・決定  
① 学習センター愛称選定委員会を設置  
生涯学習センター準備委員会の発案により、生涯学習センターの周知及び親しまれるセンターとなるため愛称を募集することとし、教育委員会と生涯学習センター準備委員会で愛称選定委員会を設置。  
② 学習センター愛称選定委員会での愛称決定  
平成 19 年 2 月 22 日に選定委員会を開催し、愛称名「けやき」を決定。
- (5) その他  
決定した愛称名の提案者(多数のため抽選) 1 人に記念品を贈呈。

「けやき」の提案者	酒 匂 藤村 真司 様
-----------	-------------

なお、全応募者の中から抽選により選ばれた 3 人の方にも記念品を贈呈。

## 小田原市生涯学習センター本館愛称募集結果

### 1 募集期間

平成19年1月5日 ～ 平成19年1月31日

### 2 応募総数 91件

募集箱設置施設名	件数	備 考
中央公民館	68	ハガキ 15、ファックス 1、募集箱 52
中央公民館分館（7館）	9	上府中 6、片浦 1、大窪 2
国府津公民館	0	
川東タウンセンターマロニエ	7	
城北タウンセンターいずみ	7	
計	91	

### 3 応募内容

順 位	愛 称 名	件 数	備 考
1	けやき（樺2件を含む）	17	中央(箱) 12、大窪2、上府中・マロニエ・いずみ各1
2	あすなろ（翌檜1件を含む）	5	中央(箱) 3、中央(ハ) 1、いずみ1
3	まなび	4	中央(箱) 4
4	まなポート	2	中央(箱) 2
4	めだか	2	中央(箱) 2
6	下記のとおり(各1件)	61	
計		91	※ 箱=募集箱、ハ=ハガキ

< 61件の内訳 > (順不同)

あゆみ	モニピ	ふれあいセンター	まなびピアおだわら
さくら	オレンジ	ブリリアントホール	まなびパレットおだわら
みずわ	スクラム	アミーゴセンター	まなびぼーと小田原
ひまわり	スマイル	学びのライフ	チャレンジ学習センター
こゆるぎ	カンガルー	学びの友センター	まなびキャンパスおだわら
うぐいす	エパーモア	エンジョイホール	らいふプラザぶらっと
くろまつ	サンサン	小田原スクール	まなびばる小田原
きらめき	ジョイスタ	ソピアおだわら	プラチナ学習センター
かがやき	アンシャンテ	めだかの学校	メルヘン生涯学習院
きんじろう	群竹（むらたけ）	ラーニングセンター	市民交流推進中央館
ちゅうおう	千の風	生涯学習センター	キャンパスタディーセンター
けやっぴい	好道館	VIDA（ヴィーダ）	中央タウンセンターかがやき
まちぼうけ	共歩館	キャンパルおだわら	バザール（市場）
まなべール	いこい館	いきいき楽修館	
スバル	夢・人・生・塾	小田原ライフセンター	
デスク	学びのまほろば	セルコパセンター	